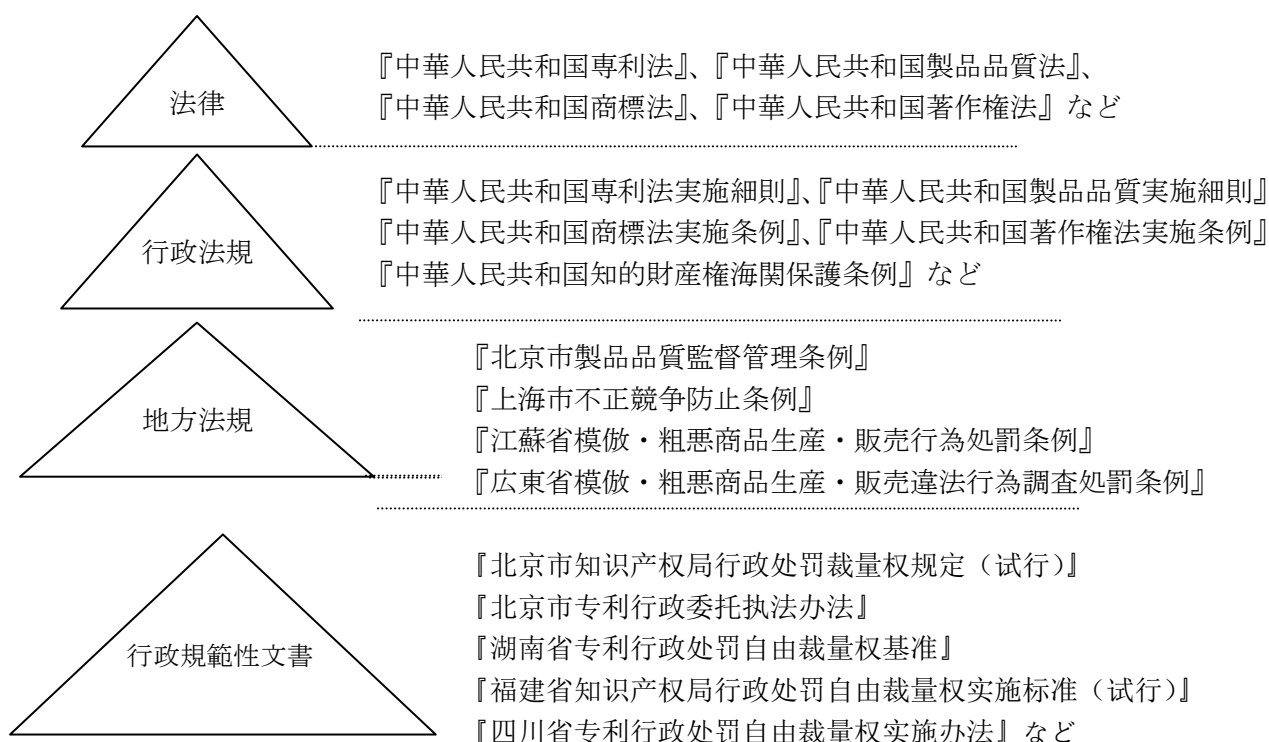


## 第2章 中国地方政府の活動の傾向分析及び今後の展望

### 1. 地方政府の各種条例等と中央政府の方針・法律・行政法規等との相関関係の整理

中国では『中華人民共和國立法法』で地方の立法権が定められており、地方の人大及び常務委員会で制定される「地方法規」と地方政府が制定する「地方政府規則」、地方の各級機関が制定する「行政規範性のある文書」とに分かれている。地方では国の法律、行政法規に基づき、かつ省（直轄市、自治区）の実情に合わせた法規、規則を制定している。

#### <知的財産権侵害及び模倣・粗悪品の製造・販売にかかる法令・法規相関図>



2008年に『国家知的財産権戦略綱要』が公布された後、地方では第3章で紹介する模倣対策及び著名商標やハイテク企業の認定、專利出願への助成に関する地方性法規や地方政府規則などの制定、修正が行われている。制定、修正の傾向を見ると、法律や行政法規の修正や改正に伴う条文の修正が最も多く、暫定弁法が廃止され新たに制定されるケースもいくつか見られる。本報告書第3章では紹介する各地方条例の修正・施行ポイントを纏めた。

## 2. 地方行政の知的財産権保護基本方針

知的財産権保護に関する基本方針は、『国家知的財産権戦略綱要』で中国における長期的知財戦略について制定されたが、現在までに中期的知財戦略、専利戦略、商標戦略、品質発展綱要の基本方針が出揃い、地方では基本方針を徹底的に実行するための実施意見や中期計画を制定・公布している。

### (1) 各地知的財産権保護基本方針一覧

	知的財産権保護方針関連	知的財産権「第12次5カ年」計画関連	専利戦略関連	商標戦略関連	品質発展綱要関連
国务院  国务院部門	<b>国家知的財産権戦略綱要(2008)</b> …………… わが国における知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力を向上させ、イノベーション型国家を構築し、小康社会の全面的な建設の目標達成に向けて、本綱要を制定する。	<b>国家知的財産権事業発展「第12次5カ年」計画(2011)</b> …………… 『国民経済・社会発展第12次五カ年計画綱要』と『国家知的財産権戦略綱要』の総合的要求に基づき、全社会における知的財産権業務の強化、国際知的財産権競争への積極的な対応を指導するため、本計画を制定する。	<b>全国専利事業発展戦略(2011～20年)(2010)</b> …………… 『国家知的財産権戦略綱要』の徹底、専利の創造・運用・保護及び管理能力の向上、経済発展方式の転換及び社会的、経済的発展の促進を加速するための強力な支柱を提供することを目的として、本戦略を制定する。	<b>「国家知的財産権戦略綱要」を徹底的に実行し全力をあげて商標戦略の実施を推進することに関する国家工商行政管理総局の意見(2009)</b> …………… 『国家知的財産権戦略綱要』を徹底的に実行し、全力をあげて商標戦略の実施を推進し、各商標戦略任務を明確にし、社会経済の良好かつ急速な発展を促進するために商標が果たすべき重要な役割を十分に発揮させるため、本意見を制定する。	<b>品質発展綱要(2011～20年)(2012)</b> …………… 科学発展観を深く徹底的に実行し、経済発展方式の変換を促進し、わが国における品質の総体水準を引き上げ、経済社会の良好で早い発展を実現するため、本綱要を制定する。

北京市	首都知的財産権戦略を実施することに関する北京市人民政府の意見 (2009)	北京市「第12次5カ年」計画期間中における知的財産権 (専利) 事業発展計画 (2011)		中関村の国家商標戦略実施示範区建設業務指導意見 (2012)	国務院品質発展綱要 (2011~20年)を徹底的に実行することに関する北京市人民政府の実施意見 (2012)
天津市	天津市知的財産権戦略綱要 (2010)	天津市知的財産権「第12次5カ年」計画 (2011)	天津市「第12次5カ年」専利業務計画 (2011)	わが市で商標戦略を実施し経済発展を促進することに関する意見 (2009)	品質発展綱要 (2011~20年)を徹底的に実行することに関する天津市人民政府の実施意見 (2012)
河北省	国家知的財産権戦略綱要を貫徹することに関する河北省人民政府の実施意見 (2009)		河北省専利事業発展「第12次5カ年」計画	『国家知的財産権戦略綱要』と『河北省人民政府による国家知的財産権戦略要綱を徹底的に実行することに関する実施意見』を徹底的に実行することについての河北省工商行政管理局の指導意見	全力をあげて品質興省戦略を実施することに関する河北省人民政府の意見 (2010)
山西省	※『山西省知的財産権戦略綱要』起草中	山西省知的財産権(専利)事業「第12次5カ年」発展計画		山西省「第12次5カ年」商標発展計画	※『国務院品質発展綱要 (2011~20年)を徹底的に実行することについての山西省人民政府の実施方案』起草中
内モンゴル自治区				「第12次5カ年」商標ブランド戦略発展計画 (2012)	『品質発展綱要 (2011~20年)』を深く学び徹底的に行うことに関する内

					モンゴル自治区人民政府 弁公庁の通知（2012）
遼寧省	遼寧省知的財産権戦略綱 要（2008） 遼寧省知的財産権戦略実 施推進計画（2012～15年） （2012）	遼寧省知的財産権業務 「第12次5カ年」計画 （2011）		商標戦略の推進を早め、 経済の良好で早い発展 を促進することに関する 遼寧省人民政府の意 見（2010）	品質発展綱要を徹底的に 実施するための遼寧省 2012年行動計画段階的 業務方案（2012）
吉林省	戦略性新興産業の知的財 産権業務の強化に関する 実施意見（2010）			吉林省人民政府弁公庁 による吉林省工商行政 管理局商標ブランド戦 略実施方案の転発	貫徹品質発展綱要を徹底 的に実行し、品質強省戦 略を実施することに関す る吉林省人民政府の意見 （2012）
黒竜江省	黒竜江省知的財産権戦略 綱要（2011～20年）（2011）	黒竜江省知的財産権事業 発展「第12次5カ年」計画		商標（ブランド）戦略を 推進し、全省経済のより 良好でより早い発展を 促進するための黒竜江 省の実施方案（2010）	黒竜江省「品質竜江」建 設実施方案（2012～15 年）（2011）
上海市	上海市知的財産権戦略綱 要（2011～20年）（2012） 本市における国家知的財 産権戦略綱要の実施に関 する若干意見（2008）	上海市知的財産権発展 「第12次5カ年」計画 （2011）		上海市商標戦略実施中 長期計画綱要（2011～20 年）（2012）	上海市品質発展計画 （2011～20年）（2012）
江蘇省	江蘇省知的財産権戦略綱 要（2009）	江蘇省知的財産権「第12 次5カ年」発展計画 （2011）	江蘇省専利「第12次5 カ年」発展計画（2011）	商標戦略を深く実施す ることに関する江蘇省 政府の意見（2010）	品質強省建設を早く推進 することに関する江蘇省 政府の意見（2012）

浙江省	国家知的財産権戦略綱要を徹底的に実行することについての実施意見(2009)	浙江省知的財産権発展「第12次5カ年」計画(2012)	浙江省「第12次5カ年」専利発展計画(2012)	全省工商機関が『国家知的財産権戦略綱要』を徹底的に実行し全力をあげて商標戦略を推進することに関する浙江省工商行政管理局の実施意見	品質強省を早く建設することに関する浙江省人民政府の若干意見(2011) 浙江省品質強省建設「第12次5カ年」計画(2011) 国務院品質発展綱要(2011~20年)を学び徹底的に行うことに関する浙江省人民政府弁公庁の通知(2012)
安徽省		安徽省知的財産権(専利)事業発展「第12次5カ年」計画(2011)		商標戦略を実施し経済発展を促進することについての安徽省人民政府の意見(2010)	安徽省品質発展綱要(2013~20年)
福建省	国家知的財産権戦略綱要を徹底的に行うことに関する福建省人民政府の実施意見』(2010)			『国家知的財産権戦略綱要』を徹底的に実施し全力をあげて商標戦略業務の実施を推進することに関する福建省工商局の意見(2009)	品質強省を実施し製品品質を向上させることに関する福建省人民政府の意見(2011)
江西省	※『江西省知的財産権戦略綱要』起草中			商標発展戦略を一層実施することに関する江西省人民政府の意見(2012)	品質興省戦略の実施に関する江西省人民政府の意見(2010) 江西省品質発展綱要(2011~2020年)(2012)
山東省	山東省知的財産権戦略綱		山東省専利業務「第12次5	商標戦略を推進し経済	国務院『品質発展綱要

	要 (2012)		カ年」計画	発展促進の実施に関する山東省人民政府の意見 (2010)	(2011~20年)』を徹底的に行い品質強省戦略を実施することに関する山東省人民政府の意見 (2012)
河南省	河南省知的財産権戦略綱要 (2008)	河南省知的財産権事業発展「第12次5カ年」計画	河南省専利事業発展「第12次5カ年」計画		品質興省戦略を実施することに関する河南省人民政府の決定 (2009) 国務院品質発展綱要 (2011~20年)を徹底的に行うことに関する河南省人民政府の実施意見 (2012)
湖北省	湖北省知的財産権戦略綱要 (2010)	湖北省知的財産権(専利)事業「第12次5カ年」発展計画 (綱要)		『湖北省商標戦略』	品質興省戦略の実施に関する湖北省人民政府の決定 (2008) 湖北省品質興省戦略発展綱要 (2011~20年) (2011)
湖南省	湖南省知的財産権戦略実施綱要 (2009) 湖南省知的財産権戦略実施綱要専項工程推進計画 (2010~15年) (2010)		湖南省「第12次5カ年」専利事業発展計画 (2011)	商標戦略の実施を深く推進することについての湖南省人民政府弁公庁の意見 (2010)	品質興湘戦略の実施に関する湖南省人民政府の意見 (2008) ※湖南省品質発展綱要 (2012~20) 2012年10月30日在省政府常务会议上原則通過
広東省	広東省知的財産権戦略綱	広東省知的財産権事業発		商標ブランド戦略の実	品質発展綱要 (2011~20

	要（2007～20年）（2007）	展「第12次5カ年」計画（2011）		施についての広東省人民政府弁公庁の指導意見（2012）	年）の実施に関する意見（2012）
広西チワン族自治区	広西チワン族自治区知的財産権戦略実施意見（2009）		広西チワン族自治区発明専利倍增計画（2011～15年）	『国家知的財産権戦略綱要』徹底的に実行し全力をあげて商標戦略の実施を推進することに関する広西チワン族自治区工商行政管理局の意見	品質興桂戦略の実施に関する中共広西チワン族自治区委員会、広西チワン族自治区人民政府の決定（2009） ※国務院『品質発展綱要』を徹底的に行うことに関する広西チワン族自治区人民政府の実施意見 起草中
海南省	海南省知的財産権戦略綱要（2010～20年）（2010）	知的財産権発展促進に関する海南省人民政の若干規定	海南省「第12次5カ年」専利発展計画（2011）	商標戦略の実施を推進し「五つの業務」を展開することに関する海南省工商行政管理局の通知	
四川省	四川省知的財産権戦略綱要（2009）		四川省知的財産権(専利)事業「第12次5カ年」発展計画 四川省専利戦略（2011～20年）（2011）	四川省商標戦略（2011～20年）（2011）	四川省「第12次5カ年」品質発展計画（2011）
重慶市	知的財産権保護模範都市の創立に関する重慶市人民政府の意見（2009）	重慶市「第12次5カ年」知的財産権発展計画（2011）	重慶市「第12次5カ年」専利発展特別プロジェクト計画（草案）	重慶市商標発展「第12次5カ年」計画（2010）	『品質発展綱要（2011～20年）』を徹底的に行う事に関する重慶市人民政府

					府の実施意見 (2012)
貴州省	貴州省知的財産権戦略綱要 (2006～15年) (2006)	貴州省知的財産権事業「第12次5カ年」発展計画 (2011)		貴州省2006～2015年商標発展戦略計画	品質発展綱要(2011～20年)』を徹底的に実行し全面的に品質興省業務を推進することに関する貴州省人民政府の意見(2012)
雲南省	『雲南省人民政府による国家国家知的財産権戦略を貫徹することに関する実施意見』(2009)	『雲南省「第12次5カ年」知識知的財産(専利)事業発展計画』(2011)		雲南省人民政府による推進商標戦略業務を推進することについての実施意見』(2008) 雲南省「第12次5カ年」商標発展計画	品質興省戦略の実施に関する雲南省人民政府の意見 (2010)
チベット自治区					品質新興戦略の実施についてのチベット自治区人民政府の意見 (2012)
陝西省	陝西省知的財産権戦略綱要 (2008～20年) (2008)	陝西省知的財産権(専利)業務「第12次5カ年」計画 (2011)		商標戦略を推進することについての陝西省人民政府の実施意見』(2010)	陝西省人民政府办公厅关于印发省貫徹实施品質発展綱要2012年行动计划』(2012)
甘肅省	甘肅省知的財産権戦略綱要 (2010)	甘肅省知的財産権(専利)「第12次5カ年」発展計画 (2012)		商標戦略を早く実施し甘肅の経済発展を促進することに関する甘肅省工商行政管理局の意見 (2010)	品質振興を推進することについての甘肅省人民政府の意見 (2010) 甘肅省品質発展綱要 (2012～20年) (2012)
青海省	青海省が『国家知的財産権戦略綱要』を徹底的に			青海省が商標戦略を実施することに関する青	



	実施することに関する実施意見（2008）			海省工商行政管理局の若干意見（2008）	
寧夏回族自治区	寧夏回族自治区知的財産権戦略綱要（2011）			『寧夏回族自治区2011～15年商標発展計画』（2011）	『品質発展綱要(2011～20年)』を徹底的行うことに関する寧夏回族自治区人民政府の実施意見（2012）
新疆ウイグル自治区	新疆ウイグル自治区知的財産権戦略綱要（2010） 新疆ウイグル自治区知的財産権戦略実施推進計画（2011～15年）（2011）			商標戦略を推進することについての新疆ウイグル自治区人民政府の実施意見』（2011） 新疆ウイグル自治区商標戦略発展「第12次5カ年」計画	新疆ウイグル自治区品質興新戦略発展綱要（2011～20年）（2012）

(2) 上海市、広東省知的財産権保護方針の抜粋

① 上海市

根拠	知的財産権の保護方針
<p>『上海知的財産権戦略綱要 (2011～20年)』 滬府発〔2012〕66号</p>	<p>四、主要措置</p> <p>(3) 知的財産権保護の環境を向上させる</p> <p>10. 知的財産権の法律・法規・政策の体系を整備する。法定プロセスに基づき、知的財産権の地方性法規、政府規則と政策措置を整備する。『上海市專利保護条例』と『上海市專利援助弁法』を研究・改訂し、『上海市著名商標認定・保護弁法』を制定かつ実施する。</p> <p>戦略的な新興産業の知的財産権業務の強化、企業の自主ブランド建設及び中華老字号企業の発展への支持、伝統医薬の知的財産権保護と管理強化等に関する政策を研究し、制定する。産業の発展、科学技術の進歩、商務貿易、文化創意工夫、人材教育等の政策措置において、知的財産権の保護を強化し、知的財産権サービスの経済社会発展を推進する。</p> <p>11. 知的財産権の司法保護を強化する。司法の知的財産権保護の主導的役割を発揮し、法に照らして司法の保護力を拡大させ、権利擁護にかかるコストを軽減し、権利侵害の代価を引き上げ、審判の質・効率を絶えず向上させる。知的財産権の司法保護体制を整備し、知的財産権の民事・行政・刑事案件の総合審判体制の改革を深める。行政保護と司法保護の連結を強化する。技術専門家バンク、技術コンサルティング人員、専門家陪審員等を担体とする技術事実を調査し明らかにする体制を整備する。知的財産権裁判官部隊の建設を強化し、専門家型の知的財産権裁判官を育成する。悪意ある権利侵害、集団での権利侵害、権利侵害を繰り返すなどの行為に対する懲罰力を拡大する。法に照らして知的財産権の乱用を有効に防止する。知的財産権の司法公開体制を整備し、知的財産権の司法保護の権威と影響力を引き上げる。</p> <p>12. 知的財産権の行政保護を強化する。知的財産侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する取締り業務を深く展開し、生産・販売・輸出入等における知的財産権の侵害違法行為に対する監視・管理力を拡大し、知的財産権保護の長期的に効果がある体制の確立を積極的に模索する。インターネット、展示会、専門市場などの重点</p>

領域及び黄浦江兩岸、臨港地区、万博園区、虹橋ビジネス区、上海国際旅游度假區などの重点エリアにおける知的財産権の保護を強化する。知的財産権の通報・クレーム奨励体制を確立し、企業の知的財産権侵害違法記録を社会信用連合信用照会システム（社会信用聯合征信系統）に組み込む。

知的財産権の行政法執行能力の確立を強化し、知的財産権の法執行条件を改善する。政府機関における正規版ソフトウェア使用業務の成果を強固にし、企業・事業者におけるソフトウェアの正規版化業務を推進する。引き続き浦東総合配套改革試験区（総合的な改革試験区）を契機とし、専利・商標・版權などの知的財産権の総合法執行モデルを模索する。

13. 知的財産権をめぐる紛争多元解決体制を確立する。各種業界協会・仲裁センター・知的財産権仲介サービス等の機構は、関連の知的財産権紛争協調・解決の役割を十分に発揮し、知的財産権保護の民間救済と業界自制体制の確立を激励する。知的財産権仲裁機構の建設を強化し、仲裁による知的財産権紛争の解決における優位性と役割を発揮する。知的財産権の権利擁護援助体制を整備し、企業の海外知的財産権の権利擁護援助センターの設置を模索し、企業の海外における権利擁護に対する行政指導と権利擁護援助を強化する。

14. 知的財産権文化の育成を強化する。社会全体で、「イノベーションに誇りを持ち、剽窃に恥を感じる、誠実・正義に誇りを持ち、偽称・偽造、詐欺に恥を感じる」という倫理観を主張し、知識の尊重、イノベーション提唱、誠実・法律遵守の知的財産権文化を形成する。政府が主導し、ニュースメディアが支え、一般市民が関与する知的財産権の宣伝体制を構築する。

広範にわたって知的財産権の普及教育を展開し、法律普及教育、科学技術普及の宣伝、精神文明の建設などの活動において、知的財産権に関する内容を増加する。小・中学校における知的財産権教育課程体系の建設を推進し、青少年が知的財産権文化理念を築くことを指導する。知的財産権ボランティア部隊の建設を強化する。定期的に知的財産権の創造、運用、保護、管理などの方面において傑出し貢献をした事業者と個人を表彰する。

『本市における国家知的財産権戦略  
綱要の実施に関する若干意見  
(2008)』  
滬府発〔2008〕38号

### 三、知的財産権の保護を強化する

法に照らして知的財産権を合理的に保護することは、イノベーションをより激励するのに有利な環境を作ること  
に寄与し、市場秩序の規範化と誠実・信義誠信体系を有する社会の構築に寄与するものである。知的財産権  
の保護は、イノベーション型都市を構築する自身の発展ニーズであり、対外解放を拡大し、投資環境を改善し、  
現代化国際大都市を建設するのに必要なものである。

(九) 知的財産権の司法・行政保護力を拡大する。知的財産権の専門家裁判機構を一層建設し、本市における  
専門の知的財産権裁判法廷での知的財産権民事、刑事、行政案件を統括し受理する裁判モデルを継続して模索  
し、権利擁護にかかるコストの軽減と権利侵害の代価引き上げの方法を研究する。司法処罰力を拡大し、裁判  
と執行効率を確実に引き上げる。訴訟釈明、指導と司法調停を一層強化し、多元化の紛争解決体制を広げる。  
知的財産権案件の審理に協力する技術専門家バンクを確立し、司法裁判と行政処理などについて意見を出す。  
知的財産権の行政法執行と刑事司法の連結による役割を十分に発揮し、行政法執行と刑事司法の連結における  
評価、鑑定、証拠規範、司法監査などの問題を着実に解決する。知的財産権を保護する行政法執行と刑事司法  
の特定テーマ連合会議を確立し、知的財産権の保護及び知的財産権案件の処理において現れる新たな状況や問  
題を研究し解決する。

(十) 知的財産権の紛争について多ルート解決体制を整備する。上海知的財産権援助センター、著作権紛争調停  
センター等機構の役割を十分に発揮し、本市企業の知的財産権の権利擁護のため、企業の海外での知的財産権  
紛争処理のためにより直接的で有効なサービスを提供する。上海知的財産権仲裁院を適時に確立し、知的財産  
権の紛争仲裁処理の役割を発揮する。企業を主体とした業界、産業知的財産権保護協会。連盟等組織機構の確  
立を奨励する。各業界協会が知的財産権の保護業務を展開することを支持し指導する。

(十一) 重大特別プロジェクトの知的財産権保護業務を強化する。本市が受け持つまたは参与する国の重大な  
科学技術特別プロジェクトと本市の重大プロジェクトの知的財産権業務体制を確立し、地方の付帯資金のうち  
5%以上を知的財産権の管理に割りふる。イノベーション成果の知的財産権化を重点とし、全過程追跡サービ  
スを展開する。上海重大経済活動知的財産権特別審議試行弁法を適時に公布し、企業の合併、企業の買収合併、

技術導入等の活動において知的財産権が濫用されることを防止し、無形資産の流失を防ぐ。本市の重点領域、重点産業、重点プロジェクト知的財産権目録を研究・制定し、資源を集約することで知的財産権を有する核心技术の開発・掌握を支持する。

(十二) 現代サービス業の知的財産権の保護を強化する。現代サービス業を積極的に発展させることは、上海における経済発展方式転換の鍵である。クリエイティブ産業、版權産業、アウトソーシング産業等領域の発展は、知的財産権の保護と切り離すことができない。政府は知的財産権に関連する現代サービス業に対しコンサルティングや研修、交易、登記登録、などの公共サービスを提供し、サービス型企業が知的財産権の保護連盟等の自制組織を確立することを奨励する。知的財産権サービス業の発展に寄与する関連融資、税収優遇等の政策を研究・制定し、かつ適時クリエイティブ産業、アウトソーシング産業の知的財産権保護弁法を制定・公布する。

(十三) 上海国際博覧会と展示会における知的財産権の保護を強化する。『世界博覧会標章保護条例』と『2010年上海国際博覧会における知的財産権保護の綱要』に基づき、より操作性がある具体的な政策と措置を制定し、上海国際博覧会標章専用権の保護を確実に強化し、出展者の展示品と作品の知的財産権に対する保護を強化する。期間中の知的財産権保護機構モデルを模索し、展示会の知的財産権保護弁法を絶えず整備する。現場での知的財産権紛争の処理能力を引き上げる。国際的な展示会、大型展示会の主催者と共催者の展示会前知的財産権保護体制を確立する。

(十四) 税関における知的財産権の保護を強化する。税関の法執行力を拡大し、先進技術とリスク管理手段を運用し、権利侵害貨物を積極的に取調べ押収する能力を一層引き上げる。対外貿易監視測定職能を積極的に発揮し、輸出入貨物の知的財産権事前警戒体制の確立を模索する。国内外での交流を強化し、税関が知的財産権国境保護における役割及び国際知的財産権保護事務における影響力を十分に発揮する。

<p>『上海市知的財産権発展「第12次5カ年」計画』（2011）</p>	<p>三、主要任務</p> <p>(2) 知的財産権の保護力を拡大する</p> <p>1. 知的財産権保護の長期的に効果がある体制を確立する。知的財産権の行政法執行を強化し、特にインターネット、展示会、輸出入における知的財産権の保護を強化する。中心区、繁華区間と商品市場に対する法執行力を強化し、行政法執行と司法との連結を強化する。行政機関の法執行行為を規範化し、法執行能力を増強する。法執行職員の専門資質と業務水準を引き上げ、法執行条件を改善し、人員と経費、法執行装備及び権利侵害品を保管する倉庫等の問題を徐々に解決する。浦東総合配套改革試験区（総合的な改革試験区）を契機とし、知的財産権の行政管理と総合法執行の先行先試（先駆けて試行する）を展開する。司法の保護力を拡大し、知的財産権の民事、行政、刑事案件の「三合一」裁判モデルを整備し、司法保護の主導的役割を発揮し、知的財産権保護の長期的に効果がある体制の確立を模索する。</p> <p>2. 多元化の紛争解決体制を確立する。各種業界協会、調停センター、知的財産権仲介サービス等機構の知的財産権紛争に関する協調解決の積極的な役割を十分に発揮し、知的財産権保護の自制体制の確立を奨励する。知的財産権仲裁機構の建設を整備し、知的財産権の紛争における仲裁の優位性と役割を発揮する。知的財産権の権利擁護援助機構の建設を強化し、企業とりわけ中小企業の権利擁護援助力を拡大する。</p> <p>3. 重大な涉外知的財産権紛争の統合的な協調を強化する。重大な涉外知的財産権紛争に対する政府の総合的な協調能力を強化すると同時に、業界協会、仲介機構の役割を発揮する。涉外知的財産権紛争に対応する企業へのサービスと指導力を拡大し、事前警戒対応体制を確立し、企業の事前防止と紛争解決能力を引き上げる。国際知的財産権制度の発展動向に注目し、国際知的財産権の話題となっている問題を追跡し、国際知的財産権の運用と保護の成功経験を学び参考にする。</p>
<p>『上海市商標戦略実施中長期計画綱要（2011～20年）』（2012）</p>	<p>五、業務の任務と措置</p> <p>(1) 商標業務を促進する政策法律法規体系を一層整備し、商標の発展と保護に寄与する法治環境を作る</p> <p>1. 商標業務の地方立法プロセスを加速する</p> <p>近日、『上海市著名商標認定・保護弁法』を政府規則の形式で発布・実施することを推し進める。十分に調査研究し、論証したうえで一日も早い上海市における商標業務地方法規の実施を目指す。上海市における商</p>

標の発展と保護を指導し促進するためにより有力な法治保障を提供する。

2. 商標の発展と保護を支持する各種政策措置の制定と実施を推し進める

産業政策、科学技術政策、貿易政策、人材政策等を結合させ、商標の発展と保護に寄与する政策措置の制定と実施を支持し、各種奨励体制の確立・整備を指示する。各区・県が地域の特色ある商標戦略を制定することを指示し、地域の経済社会の良好で早い発展に奉仕する。

(三) 完善商标保护机制，营造公平有序的市场环境

商標の保護体制を整備し、公平で秩序がある市場環境を作る

1. 商標の模倣・権利侵害行為の発見・通報体制を確立し整備する

「12315」消費者クレーム・通報ホットラインと全市に設置された各「消費者權益保護連絡窓口」の役割を一層發揮し、広範な一般市民が商標模倣・権利侵害にかかる手がかりを提供することを奨励する。商標の模倣・権利侵害行為の発見・取締りについて突出して貢献した事業者、個人には褒賞を与え、「商標の模倣・権利侵害取締りは誰にも責任がある」という良好な社会雰囲気を作り上げる。

2. 商標保護の協力体制を確立し整備する

関連の法執行部門との協力を一層強化し、商標保護の行政法執行の効果を引き上げる。行政法執行と刑事司法との連結業務体制を整備し、商標犯罪疑いがある案件の司法機関への移送業務を強化する。商標権侵害案件における評価、真贋鑑定、証拠規範等の問題を積極的に研究し解決する。商標権侵害案件の処理をする専門家バンクの確立を助け、行政法執行のための法律、技術等に関するコンサルティング意見を提供する。

華東6省1市の商標管理協力と長江デルタ商標監視合作を一層強化し、全力をあげて行政区域を跨ぐ商標保護協力を推進する。

3. 商標の模倣・権利侵害行為の製造元取締り体制を確立し整備する

「疏堵結合、懲防並舉」の原則に基づき、製造元の整頓を更に重視し、生産・製造獵奇と商標の印刷制作獵奇に対するほう執行検査力を絶えず拡大し、OEM加工委託企業と商標印刷制作企業への宣伝教育を強化し、

製造元から権利侵害行為の発生を阻止する。

関連部門間の密接な協力を強化し、道路の入り口や鉄道駅・バス停、空港・埠頭等の重点エリアに対する常態化した法施行検査体制と長期的に効果がある管理体制を確立し、模倣・権利侵害品の上海市場への流入を防止する。

#### 4. 企業の権利擁護体制を確立し整備する

企業の自己管理・商標保護水準引き上げを推し進め、企業の権利擁護意識と商標紛争の解決能力を増強させる。企業の商標紛争対応体制と事前警戒制度の制定を指導し、企業の国際貿易、对外投资等多国経営活動における商標運営能力と水準を向上させ、商標の海外市場における保護合作制度を整備する。

#### 5. 流通領域での模倣品販売防止の長期的に効果がある管理体制を確立し整備する

商業主管部門が有する行政管理の優位性を十分に発揮し、全市の各中型・大型商業企業における『上海市商業企業取次販売商品商標管理弁法』と付帯管理ソフトウェアの使用を全面的に普及させ、企業が「誠信」建設の強化を促し、商標管理体制を確立・整備し、商標管理職員を確認し、販売商品の商標に対する検査と管理を強化する。

民事制約、行政処罰、刑事制裁等の手段を総合的に運用し、現在上海市の服飾・小商品市場において模倣品販売行為が突出している等の問題を重点的に解決する。関連部門の協力を強化し、「総合整頓、長期的に効果がある管理」の日常監視体制を実行する。製造元の整頓を強化し、各区・県が商業分布企画を整備することを推し進め、ローエンド業態の服飾・小商品市場の開店数を厳しく抑制し、市場のテナント分割販売を厳しく抑制する。市場の主催者と取引先とが法を遵守し経営し、誠実で信用を得る経営をするよう導く。『商品取引市場入場経営契約模範文』の使用を全面的に推し進める。

#### 6. 商標紛争の行政調停体制を確立し整備する

商標紛争の行政調停業務を強化し、権利者の合法的權益と社会の公共利益を確実に保障することを前提とし、双方の当事者に行政調停の方法で商標紛争を解決することを指導し、社会の矛盾を適時取り除き、社会の安定を維持する。



<p>『上海市品質発展計画（2011～20年）』（2012） 滬府発〔2013〕1号</p>	<p>四、品質安全の監視を強化する 製造元の整頓を確実に強化し、市場の監督・管理を強化し、公共の安全、人身の健康と生命財産の安全に関わる製品と企業に対して最も厳しい参入許可・法執行・処罰・問責を実施し、品質の安全水準を絶えず引きあげる。</p> <p>（三）重点領域を突出させ、品質の安全を確保する</p> <p>4. 流通市場の安全。消費者からの報告が集中している商品、サービス、消費で話題の問題に対する行政法執行を強化する。知的財産侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発を深く展開し、法にのっとり商業詐欺、商業賄賂、競争の制限等違法行為を調査・取締り、電子データの証拠取得等のインターネット技術手段の運用を模索し、連鎖販売行為を取締る。重点業界とニューメディア、新手法の広告のモニタリング・監視を強化し、無許可経営の監視を都市の整備制度に組み込む。</p>
--	--

② 広東省

根拠	知的財産権保護方針
<p>『広東省知的財産権戦略綱要（2007～20年）』（2007） 粵府〔2007〕88号</p>	<p>四、知的財産権の保護を一層強化する</p> <p>12. 行政法執行保護と司法保護の協調活動体制を強化する。省、市、県の知的財産権行政法執行保護体系を整備し、下層部の知的財産権法執行力を充実させ、行政法執行の能力開発を強化し、知的財産権行政法執行力を拡大する。行政法執行行為を規範化し、行政法執行監督システムと重大事項通報制度を構築する。行政法執行と刑事司法との連結業務体制を実行し、部門間の定期的な意思疎通と重大案件の協議、通報制度を強化し、連合法執行協調体制と紛争のスピーディーな解決体制を形成する。インターネット上での知的財産権保護業務を積極的に展開し、生物技術領域、地理的表示製品、営業秘密、文化伝統資源、非物質文化遺産の行政・司法保護措置を努力し模索する。関連単位が知的財産権案件の管轄権を有する人民法院の審判力を強化することを積極的に推し進め、知的財産権司法保護体系を整備する。知的財産権案件の陪審員制度と専門家顧問制度を構築し確立する。知的財産権案件の審理速度を加速させ、案件審理の質を引き上げ、複雑で処理がしにくい案件と新型案件の審理方法を整備する。各級政府は効果的な措置を講じて知的財産権の法執行条件を改善し、人員経費の不足と法執行装</p>

備が時代遅れである等の突出した問題を重点的に解決しなければならない。

14. 展示会と業界協会との知的財産権保護業務を推し進める。展示会における国と省の知的財産権保護に関する規定を徹底的に実行し、各種展示会に対する知的財産権保護業務の指導、監督、管理を確実に強化し、展示会の正常な取引秩序を維持する。業界協会の知的財産権業務に対する指導、強調、サービスを強化し、業界における知的財産権保護の管理水準を引き上げる。業界協会は業界自制、交流合作、説明・研修等における積極的な役割を十分に発揮し、業界における知的財産権保護の社会化水準を引き上げる。省内の各業界、区域において知的財産権保護連盟を確立することを激励し、協力的知的財産権保護ネットワークを形成する。広東省「正規版、真正品」保護連盟を設立し、「正規版、真正品」ブランドを作り出す。展示会と業界協会の知的財産権保護「双十」模範計画を引き続き推進し、「第11次5ヵ年計画」期間中に模倣事業者10社を養成する。

九、知的財産権の区域協調の発展と対外交渉合作を促す

33. 知的財産権の区域協調の発展を促進する。広州市、深セン市は全省の経済社会を率いる役割を有する高水準、高品質の自主知的財産権を重点的に発展させ。全省における知的財産権発展の主導的存在を形成する。珠江デルタは経済技術開発区、高技術産業開発区、民営科学技術園区、大学科学技術園区、文化産業園、専門鎮・産業集群を担体とし、知的財産権産業基地を建設しなければならない。自主知的財産権の保有数を努力し増加させ、自主知的財産権を有する大企業と企業グループを形成し、知識、技術、資本と産業転移を通じて東西両翼地区（汕頭市、潮州市、揭陽市、汕尾市、湛江市、茂名市、陽江市）、粵北山間区（韶關市、河源市、梅州市、清遠市、雲浮市）の発展を率いること。東西両翼地区、粵北山間区は積極的に資源型・特色型の知的財産権を発展させ、知的財産権の保有数を努力して引き上げること。

34. 広東省・香港・マカオによる知的財産権の合作を強化する。広東省・香港・マカオによる知的財産権の保護、宣伝、研修、教育、研究及び登録申請等における合作を深め、合作体制を絶えず整備し、合作領域を拡大し、合作の効率・効果を引き上げ、合作による影響を拡大する。広東省・香港・マカオによる税関での知的財産権保護の合作を強化し、法律に照らし境界を跨ぐ知的財産権違法行為を取締る連合特別行動を展開する。広東省・香港・

	<p>マカオによる知的財産権の情報交流、資源共有、ドキュメント検査と案件追跡調査を強化し、効率が高く厳重な越境知的財産権保護体系を構築する。</p> <p>35. 全力をあげて広域珠江デルタ区域における知的財産権合作を推進する。広域珠江デルタ区域における知的財産権連合会議制度、連絡員制度及び特別テーマ業務チーム制度を引き続き整備する。広域珠江デルタ区域の知的財産権合作と交流に関する長期的に効果がある制度の確立を積極的に模索し、優位性の互助関係、資源共有を実現し、共同で区域の知的財産権事業の発展を促進する。</p> <p>知的財産権部門の専門合作プラットフォームを十分に活用し、知的財産権の政策研究、宣伝研修、仲介サービス等の交流と合作を展開し、知的財産権の移転と産業化の合作を積極的に推進する。広域珠江デルタにおける知的財産権行政法執行区域協調体制の確立を推し進め、知的財産権の連合法執行業務の展開を模索し、公平で規則があり規範化された区域市場秩序を維持し、良好な区域発展環境を作る。</p>
<p>『広東省知的財産権事業発展「第12次5カ年」計画』（2011） 粵府弁〔2011〕52号</p>	<p>三、主要任務</p> <p>(3) 知的財産権の保護を強化し、公平な競争がある市場秩序を維持する</p> <p>1. 知的財産権保護体制を構築する。行政保護、司法保護、自制保護の相互補充の全方位、複数レベルの知的財産権保護体系を確立・整備する。知的財産権管理部門と司法部門間の意思疎通と協力を強化し、部門間の重大案件の協議、通報制度を強化し、行政法執行と軽視司法の連結体制を確実に行う。知的財産権の行政法執行部門と公安機関との犯罪情報移送ルートをスムーズにし、知的財産権保護全体の効果を引き上げる。知的財産権行政法執行部門の案件情報の共有化を強化し、行政法執行部門の行政処罰案件情報を整合する。区域間、他省間での知的財産権法執行の協力を強化し、重大な法執行活動の組織・協調を強化し、広域珠江デルタ区域における知的財産権保護の合作を推進する。広東省・香港マカオ知的財産権保護合作体制を一層深め、双方間の連合法執行行動を強化する。</p> <p>2. 知的財産権行政法執行力を拡大する。各職能部門の法執行部隊を充実させ、法執行条件を改善し、法執行の水準を引き上げる。知的財産権の侵害紛争案件のうち、特に権利侵害を繰り返している、シリーズの権利侵害案件について積極的に調査・処分し、専利・商標の模倣及び模倣・粗悪品、種子と音楽・映像製品の海賊版等知的財産権を侵害する違法犯罪活動を厳しく取締り、国内著名ブランドの知的財産権保護を強化する。「正規版・真</p>

正品」承諾活動を推進し、「四つの有る」（著作権が有る、市場が有る、利益が有る、政府の支持が有る）著作権製品のうち特に「最も価値がある著作権製品」の称号を獲得した製品の保護を強化する。税関における知的財産権保護監視体系の建設を強化し、権利者による知的財産権の税関登録を奨励し、知的財産権の税関保護を強化する。

3. 知的財産権の刑事法執行業務を強化する。海外、国内で著名なブランドの保護を主導とし、国（境）、地区を跨ぐ及び職業化、グループ化、規模化した知的財産権犯罪案件に対する取締り力を絶えず拡大し、著作権、商標権、専利権と植物新品種権等の知的財産権の侵害犯罪と粗悪品の生産、販売犯罪を重点的に取締り、薬品、食品、農業資材、煙草、建材、通信製品、自動車部品等の国民の生活に関係する商品の模倣・粗悪品の製造・販売を厳しく取締り、適時全省での特別取締り行動を展開し、重点業界、重点地区における模倣・粗悪品の製造・販売の違法犯罪活動に対する特別整頓業務を展開する。

4. 知的財産権の司法審判水準を引き上げる。証拠保全制度を整備し、訴訟における証拠保全の条件を寛大に扱い、証拠保全を実施する機構と職員を規範化し、証拠保全方法を構築する。知的財産権を侵害する犯罪行為の賠償額を適度引き上げる。知的財産権案件の執行力を強化する。刑事摘発力を拡大し、法定範囲内で罰金刑の適用力を適度拡大する。

5. 展示会と業界協会による知的財産権の保護を強化する。展示会と業界協会による知的財産権保護試点模範業務を深める。各種展示会の知的財産権保護業務に対する指導、監督と管理を強化し、中国輸出入商品交易会、中国国際ハイテク技術成果交易会、中国国際中小企業博覧会、広東外商投資企業製品（国内向け販売）博覧会などの重要な展示会における知的財産権保護業務を重点的に行い、展示会の正常な取引秩序を維持する。業界協会による協調と自制保護の役割を十分に発揮し、業界、企業が知的財産権連盟を確立することを誘導し、業界内部で発生した知的財産権紛争を協調し解決し、海外での知的財産権紛争と訴訟に対応する全体共同防衛能力を高める。

6. 地理的表示製品の保護業務を強化する。わが省における地理的表示製品の保護に関する地方性法規を制定、実施し、各地で、地理的表示製品の保護政策と措置を打ち出し、地理的表示製品の保護業務をブランド率先戦略

	<p>に盛り込む。地理的表示保護制度が経済発展を推し進める役割を十分に発揮させ、農業の増産と農民の増収を促進する。地理的表示製品の専用表示を冒用するなどの行為に対する調査・処分と露出力を拡大し、影響範囲と法執行の影響力に関する宣伝を拡大し、公衆の地理的表示保護に対する法律意識を引き上げ、地理的表示製品の保護に関する良好な法治環境と世論を形成する。</p>
<p>『商標ブランド戦略の実施についての広東省人民政府弁公庁の指導意見』（2012） 粵府弁〔2012〕23号</p>	<p>二、発展目標</p> <p>（4）商標保護能力を著しく増強する。商標の行政法執行体系を絶えず整備し、法執行協力体制の基礎を確立し、商標業界の保護体制及び自制体制を徐々に確立し、市場主体の自己権利擁護能力を明らかに引き上げ、商標権侵害行為を有効に抑制する。</p> <p>四、主な業務措置</p> <p>（3）商標ブランドの管理水準を引き上げる。市場主体による商品ブランド戦略の実施について部分的に指導しサポートする。大型・中型企業の商標管理水準の引き上げを指導・助け、それら企業による馳名商標の申請を支持し、保護領域を拡大する。広東現代産業500強プロジェクトにかかる商標の管理、情報検索と重大事項の事前警戒制度の確立を奨励し指導する。馳名、著名商標企業と広東現代産業500強プロジェクトが商標保護ネットワークを確立し、自己保護水準を引き上げることを奨励する。</p> <p>（6）商標ブランドの保護体系を構築する。企業の自己保護、行政保護と司法保護が三位一体となった商標保護体系を形成する。商標の法執行業務力を拡大し、部門の連動、早い反応、業務進行の効率が高い法執行体制を形成する。行政法執行部門間の情報共有・協力体制を徐々に確立し、商標犯罪の疑いがある案件の移送制度を一層整備する。香港・マカオ・台湾地区及び国外の商標管理部門との交流合作を展開し、商標案件の調査協力体制を徐々に確立する。広域珠江デルタ地域の商標保護合作を強化し、地域を跨ぐ商標保護体制を形成する。海外における商標権利擁護救済ルートの確立を模索し、企業に権利擁護サービスを提供する。</p>

<p>『品質発展綱要（2011～20年）の 実施に関する意見』（2012） 粵府〔2012〕76号</p>	<p>二、主要任務</p> <p>（三）品質の安全監視を強化する。国家経済と人民の生活、健康安全、省エネルギー・環境保護に関する重点製品、重点設備、重点工程及び重点サービスプロジェクトの監視を強化し、わが省における重点監視製品目録を制定し実施する。重点製品、重点業界と重点地区の品質安全リスクへのモニタリングと分析評価を強化し、重大な品質事故についての企業の報告制度と製品傷害モニタリング制度を確立する。「三打兩建」特別行動を深く展開し、広く、危害が深刻で、悪質な影響を及ぼす重大案件を厳重に調査・取締り、模倣品の製造・販売行為を厳しく処罰する。</p>
---	---

### (3) 他の地域のモデルとすべき条文とその根拠

#### ① 展示会会場と業界協会の知的財産権保護活動の推進や強化

世界有数の展示会開催国である中国は、中国メディアの報道によると 2011 年、全国で 7,333 の展示会が開催され、展示回数は世界 2 位の多さとなっている。なかでも長江デルタ地域での開催が活発で、江蘇省が最も多く、上海市とせつこう省でも年 500 を超える展示会が開催されているという。2015 年までに展示会総数が約 9,000 件まで増加すると予想するデータもあり、展示会における知的財産権保護の一層の強化が必至である。

広州市で年 2 回、貿易展示会「広州交易会 (Canton fair)」が開催される広東省では早くから展示会における知的財産権保護の環境を整えてきているが、2008 年以降に出された知的財産権保護指針でも、展示会での知的財産権保護について下記のように明記されている。

#### 『広東省知的財産権戦略綱要 (2007～20 年)』(2007)

##### 四、知的財産権の保護を一層強化する

14. 展示会と業界協会との知的財産権保護業務を推し進める。展示会における国と省の知的財産権保護に関する規定を徹底的に実行し、各種展示会に対する知的財産権保護業務の指導、監督、管理を確実に強化し、展示会の正常な取引秩序を維持する。業界協会の知的財産権業務に対する指導、強調、サービスを強化し、業界における知的財産権保護の管理水準を引き上げる。業界協会は業界自制、交流合作、説明・研修等における積極的な役割を十分に発揮し、業界における知的財産権保護の社会化水準を引き上げる。省内の各業界、区域において知的財産権保護連盟を確立することを激励し、協力的知的財産権保護ネットワークを形成する。広東省「正規版、真正品」保護連盟を設立し、「正規版、真正品」ブランドを作り出す。展示会と業界協会の知的財産権保護「双十」模範計画を引き続き推進し、「第 11 次五ヵ年計画」期間中に模倣事業者 10 社を養成する。

#### 『広東省知的財産権事業発展「第 12 次 5 ヵ年」計画』(2011)

##### 三、主要任務

(3) 知的財産権の保護を強化し、公平な競争がある市場秩序を維持する

5. 展示会と業界協会による知的財産権の保護を強化する。展示会と業界協会による知的財産権保護試点模範業務を深める。各種展示会の知的財産権保護業務に対する指導、監督と管理を強化し、中国輸出入商品交易会、中国国際ハイテク技術成果交易会、中国国際中小企業博覧会、広東外商投資企業製品 (国内向け販売) 博覧会などの重要な展示会における知的財産権保護業務を重点的に行い、展示会の正常な取引秩序を維持する。業界協会による協調と自制保護の役割を十分に発揮し、業界、企業が知的財産権連盟を確立することを誘導し、業界内部で発生した知的財産権紛争を協調し解決し、海外での知的財産権紛争と訴訟に対応する全体共同防衛能力を高める。

中華人民共和国商務部は 2006 年 3 月 1 日に『展示会における知的財産権の保護管理弁法』を施行しているが、広東省では 2002 年に広東省知識産権局、広東省工商行政管理局、広東省版權局などによる『展示会における知的財産権の保護業務強化に関する意見』を公布後、展示会における知的財産権の保護強化を図るため、2003 年には一定の影響力がある展示会と業界協会を選出し、知的財産権保護に関する支援を提供する取り組みを行っている。これは、広東省知識産権局が 2003 年に打ち出したもので、全省から 10 の展示会を選

定し、暫定期限の3年間で下記の支援を行うというものだ。

<広東省展示会における知的財産権保護テスト業務の概要>

	テスト業界協会	テスト民間企業
根拠	『広東省業界協会知的財産権保護自制体制テスト業務の確立実施方案（試行）』（2003）	『広東省展示会における知的財産権保護テスト業務実施方案』（2003）
目的	民間企業の知的財産権保護業務を強化し、広東省業界協会の知的財産権の保護・管理水準を引き上げ、知的財産権制度を一層運用して知的財産権保護自制体制を確立する	民間企業の知的財産権業務の強化を一層促し、民間企業の合法的権益を確実に保護し、展示会の正常な取引秩序を維持することを目的
支援措置	<p>(1) テスト業界協会に対し、省知識産権局より経費を適額与え、テスト業務の推進のために使用する。</p> <p>(2) 各知識産権局と各テスト業界協会とは知的財産権保護に関する「快速通道」を確立する。</p> <p>(3) テスト業界協会が専利文件公共電子閲覧室又は専利文件データバンクを整備する場合、省知識産権局は優先的に整備計画に挙げ、支援する。</p>	<p>(1) テスト展示会とされた展示会主催事業者は、省知識産権局より経費を適額与え、テスト業務の推進のために使用する。</p> <p>(2) 展示会主催事業者又は出展をする民間企業等の各種企業のために知的財産権に関する研修を提供する。</p> <p>(3) 中国国内外での学習、考察、交流合作、口頭研修等を組織する。</p> <p>(4) 展示会期間中、各級知的財産権行政部門より法執行職員を派遣し会場に駐在させ、知的財産権保護業務を指導し展開する。</p> <p>(5) 展示会期間中、関連機構を組織し専利情報のコンサルティング、検索等の専門サービスを提供する。</p> <p>(6) 省間、市間の法執行協調体制を十分に利用し、展示会後に権利侵害企業を突き止め・追及し、立案して調査・処分する。</p>

広東省知識産権局は続く2005年にも『展示会における知的財産権保護業務の手引き』および『業界協会知的財産権保護業務の手引き』を公布し、展示会における知的財産権保護にかかる基本要件、クレームの受理、クレームの処理、措置、責任などについて具体的に制定された。2012年10月からは新たに制定された『広東省展示会における専利保護弁法』が施行されている。

広東省のほかに上海市や北京市などの1級都市でも展示会における知的財産権保護に関する弁法などが施行されているが、展示会場で模倣品摘発を数多く実施している上海市の調査会社によると、「これまでは上海市や広東省、北京市などの大都市で開催される展示会での知的財産権保護活動の依頼が多かったが、2級都市や内陸部などでも模倣品の展示が増加傾向にある」といい、



## ② 業界協会の作用強化

企業と企業、企業と消費者との間を取り持つ役割を有する業界協会に対して、知的財産権保護にかかる役割の強化を求める動きが進んでいる。

その業界内の問題を熟知しているだけでなく、組織力も有する業界協会については 2008 年に公布された『国家知的財産権戦略綱要』の中で戦略措置の一つとして、業界協会による知的財産権業務を支持することが明記されている。

### 『国家知的財産権戦略綱要』（2008）

#### 五、戦略措置

（六）知的財産権の仲介業務の発展。

（56）業界協会の役割を十分発揮し、業界協会による知的財産権業務を支持し、知的財産権に関わる情報交換を促進して、共同の権利擁護を展開させる。…

四川省や浙江省、湖南省では知的財産権保護基本方の中でも

### 『四川省知的財産権戦略綱要（2009年～20年）』（2009）

（四）知的財産権保護能力を引き上げる。

3. 業界の自制、企業の権利擁護の能力と水準を引き上げる。業界協会の知的財産権保護業務を強化し、業界知的財産権保護連盟等の権利保護組織、業界知的財産権保護自制体制と重大な知的財産権紛争への対応体制の整備を推し進める。

### 『四川省專利戰略（2011～20年）』（2011）

#### 二、主要任務と措置

業界自制、企業の権利擁護能力と水準を引き上げる。業界協会、仲介機構が專利権利擁護における役割を発揮し、重点企業、業界協会等が專利連盟、業界專利保護自制体制、重大專利紛争対応体制、專利早期警戒応急体制を確立することを指導する。

業界協会が企業をまとめて集団権利擁護業務を展開し、共同で海外での專利紛争に対応することを支持する。企業の国際規則運用の把握を指導・助け、優位性があり特色ある産業及びその重点輸出入企業の專利保護を強化する。企業による專利権の税関登録強化を指導し、海外專利紛争への企業の適切な対応を助ける。

### 『浙江省国家知的財産権戦略綱要を徹底的に実行することについての実施意見』（2009）

4. 権利侵害行為を効果的に抑制することを重点とし、知的財産権保護体系の構築を加速させる

（19）知的財産権の業界自制を強化する。業界協会、商会及び各種工商組織が業界内の知的財産権資源を整合させ、業界の発展要求に基づき知的財産権の業界規定と約束を制定し実施することを支持する。業界協会の役割を十分に発揮し、会員同士、会員とその他の経済組織間、会員と消費者間の知的財産権紛争を協調し、企業が知的財産権紛争を協議・解決することを指導する。

（21）…企業、業界、地区において弁護士等の専門家から成る知的財産権権利擁護連盟の確立を激励し、多様な海外権利擁護援助体制を形成し、権利擁護において確かに困難を有する権利者へ法律援助を提供する。

『浙江省知的財産権発展「第12次5カ年」計画』（2012）

三、主要任務

(4) 知的財産権の保護力を拡大する

4. 業界協会による知的財産権自制の強化を導く。業界協会、商会及び各種工商組織が業界内の知的財産権資源を整合させ、業界の発展要求に基づき知的財産権の業界規定と約束を制定し実施することを支持する。企業が知的財産権紛争を協議・解決することを指導する。業界協会知的財産権保護模範計画を実施し、業界協会による知的財産権の規範化強化を導き、条件を有する業界、エリアで知的財産権保護連盟を確立することを激励する。

『湖南省知的財産権戦略実施綱要専項工程推進計画（2010～15年）』（2010）

4. 知的財産権産業化推進工程

(16) 業界知的財産権連盟を確立する。中核企業を主体とした業界知的財産権連盟を確立し、業界における知的財産権戦略を制定・実施し、知的財産権の運用と保護を強化する。業界協会は業界での知的財産権自制、紛争処理等における組織、協調、監督の役割を十分に発揮する。海外での経済活動における知的財産権集団権利擁護体制を確立し構築する。

業界協会は企業間、企業と消費者間を取り持つだけでなく、企業と政府とを結ぶ架け橋的役割でもあり、こうした役割は○で紹介した品質技術監督機関と主要企業と業界協会が三位一体となった「模倣・粗悪品取締ネットワーク」でも発揮されている。政府にとっては情報を纏めて入手しやすい、企業とのやり取りがスムーズになるなどのメリットがあり、企業にとっては、現場の意見を政府へ伝え反映させやすい環境が整うほか、海外での知的財産権紛争などにおいては費用面や現地の法律などについてサポートが必要になってくるので、業界協会。